

○北海道U I J ターン新規就業支援事業における中札内村移住支援金交付要綱

令和元年11月29日訓令第16号

改正

令和3年6月25日訓令第23号

令和4年6月30日訓令第28号

令和7年4月21日訓令第26号

北海道U I J ターン新規就業支援事業における中札内村移住支援金交付要綱

(趣旨)

**第1条** 中札内村は、北海道人口ビジョン・北海道創生総合戦略及び中札内村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、中札内村内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、北海道と共同して行う北海道U I J ターン新規就業支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から中札内村に移住して就業又は起業する者が移住支援金の要件を満たす場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。

2 当該移住支援金の交付については、北海道U I J ターン新規就業支援事業実施要領（以下「道実施要領」という。）、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

**第2条** 移住支援金の金額は、2人以上の世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき最大100万円を加算する。

(対象者要件)

**第3条** 移住支援金の対象となる申請者は、次項の要件を満たし、かつ第3項から第7項までのいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては、第8項の要件を満たすものとする。

2 移住等に関する要件は、次の各号に該当するものとする。

(1) 移住元に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）、及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移転元としての対象期間とすることができる。

イ 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヵ月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

(2) 移住先に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 平成31年4月1日以降に転入したこと。

イ 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。

- ウ 中札内村に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。
- (3) その他の要件は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

イ 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

ウ 申請者（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む当該世帯員全員）は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年経過し、18歳以上となり、北海道及び中札内村が認める場合を除く。

エ その他北海道又は中札内村が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

3 就業に関する要件のうち一般の場合は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (2) 就業先が、北海道が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (3) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。ただし、農業の職種の法人については除く。
- (4) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業し、申請時において当該法人に在職していること。
- (5) 移住支援金の対象となる求人への応募日が、第2号に規定するマッチングサイトに掲載された日以降であること。
- (6) 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (7) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

4 就業に関する要件のうち専門人材の場合、道府県が実施するプロフェッショナル人材事業又は金融機関等が実施する先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業した者は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (2) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において在職していること。
- (3) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (4) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (5) 目標達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

5 起業に関する要件は、移住支援金の申請日から1年以内に、北海道が実施する地域課題解決型起業支援事業費補助金の交付決定を受けているものとする。

6 テレワークに関する要件は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (2) 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。
- (3) 内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

7 本事業における関係人口に関する要件は、農林水産業に就業する者とし、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 中札内村や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに積極的に参加している者
- (2) 中札内村に居住経験のある者

8 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）は、次の各号全てに該当するものとする。

- (1) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- (2) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- (3) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に転入したこと。
- (4) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。
- (5) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（交付の申請）

**第4条** 移住支援金の申請者は、移住支援金交付申請書（第1号様式）及び本人確認書類に加え、第3条第2項の要件を満たし、かつ同条第3項から第7項までのいずれかの要件に該当し、世帯向けの金額を申請する場合にあっては同条第8項の要件を満たすことを証する書類（同条第3項及び第4項並びに第6項の場合は、移住者の就業先の就業証明書（第2-1号様式）（第2-2号様式）を含む。）を村長に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

**第5条** 村長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知する。

2 審査の結果、支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

（支援金の交付）

**第6条** 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

（交付決定通知書の再交付）

**第7条** 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再発行申請書（第4号様式。以下「再交付申請書」という。）を村長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

**第8条** 村長は前条に規定する再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに移住支援金交付決定通知書〔再交付〕（第5号様式）により、申請者に交付する。

（報告及び立入調査）

**第9条** 北海道及び中札内村は、北海道U I J ターン新規就業支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、北海道U I J ターン新規就業支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

**第10条** 村長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして北海道及び中札内村が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 全額の返還は次のいずれかに該当する場合とする。

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を支給した中札内村から転出した場合

ウ 第3条第3項又は第4項において、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 第3条第5項に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還は、移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本村から転出した場合  
(雑則)

**第11条** この要領に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、北海道と中札内村が協議して定める。

**附 則**

この要綱は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

**附 則** (令和3年6月25日訓令第23号)

この訓令は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和4年6月30日訓令第28号)

この訓令は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

**附 則** (令和7年4月21日訓令第26号)

この訓令は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。